# 伊佐市農業委員会第6回総会議事録

- 1. 開催日時 平成27年9月18日 (木) 午前8時59分から10時15分
- 2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
- 3. 出席委員 (18人)

会 長 21番委員

委 員

1番委員 2番委員 3番委員 4番委員 5番委員 6番委員 10番委員 9番委員 11番委員 12番委員 13番委員 14番委員 17番委員 16番委員 18番委員 19番委員

- 20番委員
- 4. 欠席委員 (2人) 欠席者 8番委員・15番委員
- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名2番委員・3番委員
  - 第 2 第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に ついて
    - 第 2 号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
    - 第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)申出」 の意見決定について
    - 第 4 号「農地転用事業計画変更申請」に係る意見決定について
    - 第 5 号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに 許可及び諮問決定について
    - 第 6 号「非農地証明願」について
- 6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 農地振興係長 農地振興係書記 農地振興係書記

#### 【開始時間 午前8時59分】

事務局長

おはようございます。それでは只今より、平成27年度第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長

皆さんおはようございます。

本日は、欠席者2名です。8番委員が農業関係の会議に出席のためという理由、15番委員から忌引きのため欠席するということで理由が出されています。

本日の出席者は18名です。過半数に達しておりますので総会は成立します。

議事録署名者を、私の方から指名させていただきます。

2番委員、3番委員にお願いします。

 諸般報告	
ガロカスキス 口	

議 長

事務局より、諸般の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による 通知について、報告2番農地の利用目的変更について事務局の報告を求 めます。

事 務 局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、 ご報告いたします。

資料の1ページから3ページになります。

農地法による合意解約4件、農業経営基盤強化促進法による利用権の 合意解約が8件、ありましたのでご報告致します。

事 務 局

報告第2号、農地利用目的変更届、農業生産施設届について整理番号 1番号から3番につきまして去る7日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。整理番号1番の申請者は、伊佐市大口宮人、自治会八代に居住されております、YTさん75歳であります。申請地は伊佐市大口宮人362番の畑で、地積は442㎡うち豚舎93㎡であり、自宅隣接時に届け出をせず、昭和の頃に建築したとのことで現在も

利用しているため、今回、始末書添付の届け出となっております。

整理番号2番の申請者は、千葉県印西市高花に居住されております、SYさんであります。伊佐市山野字高野2881-2の畑で、地積は933㎡うち農機具倉庫140㎡であり、先代が40年ほど前に届け出をせず養蚕施設として建築し、その後平成15年に廃業しましたが、現在は隣接地に居住する申請者の母親が農機具倉庫として利用していることから、今回始末書添付の届け出となっております。

整理番号3番の申請者は伊佐市菱刈川北、自治会築地下に居住されておりますKGさん35歳であります。申請地は伊佐市菱刈川北字郷原2891-1の田で、地積は1,815㎡うち農機具倉庫190㎡であり、農業用機械等の増大に伴い倉庫が手狭になったことから、今回申請をされたものです。この案件は用途区分変更申請と同時申請であるため、後ほど担当委員さんより御説明がございます。なお今後同申請地内に牛舎を建築予定していることから、その際は確実に200㎡を超えるため転用申請を行うよう指導し、本人も同意しております。3案件とも農地施行規則第32条第1号(農地の転用の制限の例外に基づく農業用施設)の届け出であり、書類審査及び現地調査をした結果、適切な届け出であることと思われますことを、ご報告いたします。以上です。

議 長

事務局の報告が終わりました。報告1番、報告2番が今終わりましたが、委員の皆さん質問はございませんか。

(なしという声あり。)

16番委員

はい。関連で質問なんですが、報告第2号の1番ですがYTさんがその畑が豚舎を昭和のころに建築したと、これで利用目的変更が出てますが、私の方で非農地証明が出ているんですよね。これも同じ敷地内の畑の中に豚舎を建築した、それも畑から利用目的変更はできないのですか。同じ畑のところに豚舎を作っているということで、この畑を利用目的で変更していますから、こっちも同じようにできないのかという質問です。

事 務 局

農地法施行規則の第32条の第1号とさっき申し上げたのですけど、この転用の制限の例外に関してはその施設が200㎡未満の場合が届け出で済むのですが。その施設が200㎡を超えれば転用、ほんとは転用です。ただ20年以上、今年の4月にですね、非農地証明の規定を改正をさしてもらったんでしたけど、人工物でも認めると言うことにしたもんですから実質、本当は転用申請であるところを、非農地証明願で2

00 ㎡を超える部分については、申請をしていただいたと、本来ならおっしゃるようにも、一律非農地証明にするか、するのが一番いいんですけど、ただ200 ㎡未満に関しては、届け出だけで済むということで、今後その拡大することもないということだったもんですから、そこの一角については200 ㎡を超えないところについて届け出だけで済ましたということになります。なので、あとでご報告されると思うんですけど、そちらについては200 ㎡を超える分については非農地証明願で、申請ということで承認をいただけるか、いただけないかという、議案に入るという形になります。

議長

よろしいですか

16番委員

はい。

議 長

他にございませんか (なしという声あり。)

議 長

なしということでございますので、議案の審議に入ります。

議案第1号 一

議 長

議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見 決定について提案します。

事務局の報告を求めます。

事 務 局

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農地利用集積計画」に係る意 見決定のうち所有権設定につきまして説明いたします。

5ページを開いてください。

整理番号1番につきましては、譲受人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社です。譲渡人は伊佐市大口山野にお住まいのUH氏で、年齢は81歳、自治会は下ノ馬場で経営面積は623㎡です。土地の所在地は、大口山野字三丸田3982番地、及び4006番地で地目は田、面積の合計は4,368㎡です。本件は県地域振興公社の行う農地保有合理化事業を活用されるものです。

続きまして、利用権設定につきましてご説明いたします。8ページの総括表をお開きください。期間は3年から10年で、H26,826㎡、H8,H901㎡、合計H35,H27㎡です。利用権の設定をする者の数H36、設定を受ける者の数H40人、設定を受ける者の数H50人です。土地の明細につきましてはH6ペ

ージから7ページの整理番号1番から10番のとおりであります。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局の報告が終わりました。 委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますのでお諮りします。

議案第1号の意見決定について、事務局の報告のとおり決定すること に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員举手。

よって、議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に 係る意見が決定しました。

—— 議案第2号 ——

議 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議 長

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。 1番委員お願いします。

1 番 委 員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定をご報告いたします。調査日は去る9月14日でした。12番、14番、1番で調査いたしました。1番がご報告いたします。渡人、住所、伊佐市菱刈川北 IK氏、72歳、自治会は猶原です。受人、住所、伊佐市菱刈徳辺、お名前KKさん 農業、64歳、自治会は徳辺下でございます。所在地の番地、菱刈徳辺字狐ヶ迫931-1同じく932-2地目、畑、合計面積は2,708㎡でございます。受人の経営面積は122,526㎡、受人のうち従事者は2名となっております。法律関係は売買でございます。所在地の位置は国道268号線の東、下徳辺集会所の東、100㎡ぐらいのところです。現況畑でありコスモスが植えて景観が良かったです。現在はKKさんが耕作されておりました。受人のKさんは規模拡大という理由であります。また、農機具はすべて揃っておりました。以上のような理由により当申請は、農地法第3条の2項に該当しないと

思われます。許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いい たします。報告を終わります。

議 長

1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。

整理番号1番について、1番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員举手)

議 長

全員挙手。

よって、整理番号1番は許可が決定いたしました。

議 長

整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。 6番委員お願いします。

6 番 委 員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整 理番号2番については、私6番委員が去る14日、申請人の実家のお母 さんの立会いの中で、調査をいたしましたので報告をいたします。申請 人、YSさん57歳は、伊佐市大口平出水に居住され自治会は山ノ神で す。渡人は福岡県飯塚市大日寺に居住のIKさん69歳無職でありま す。申請地は伊佐市大口大田字比良1887-1地目は田で、現況は現 在Yさん耕作の手入れの届いた水稲作付であります。地積は1,511 m<sup>2</sup>今回、売買により所有権移転であります。受人の経営面積は24,9 25 m²で取得可能な面積であり、農業従事者は2名で通作距離は10 k mぐらいでありますが、申請人は経営意欲があり農機具等は全て完備し ております。なお今回取得される田んぼの農地の近くに申請人の実家が あり木崎の周辺の田は実家の農機具を利用するとのことであります。以 上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号の該当者しな いと思えますので、許可相当と思われます。添付書類として、全部事項 証明書、字図等が添付してあり、許可相当と思われます。委員の皆様方 の審議方よろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議 長

ちょっといいですか。確認させてください。自治会は山ノ神と言われましたんですけれど羽山。事務局。自治会は山ノ神と言われたんですよね。

事 務 局

住民票の住所及び氏名もしくは、年齢とかですね。自治会って言うのは、住民票から引っ張ってきてますので、記憶があれですけど羽月と山野のですね境のところが合併して羽山って言う自治会が、ここ何年かのうちに出来ているものですから、住民票から引っ張っているので羽山の方で間違いないということでよろしくお願いします。

議長

他に、委員の皆さん質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議長

質問はないということでございますので、お諮りいたします。

6番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって、整理番号2番は許可が決定しました。

議 長

整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 3番委員お願いします。

3 番 委 員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番につきまして、去る9月14日、申請人TFさん立会いのもと現地調査を行いしましたので3番が報告いたします。

申請人TFさんは大口篠原に居住され、自治会は千束松、年齢は62歳であります。譲渡人YHさんは菱刈前目にお住まいであります。自治会は山田中原、83歳であります。申請地は大口里字羽田島2527-1番地で地目は田、地積は519㎡、所有権移転売買であります。大口警察署より北側500㎡ぐらいに位置し南側は国道267号線のバイパス道路、東側は田、西農道を挟み田んぼ、北、北側、西側、田んぼで良く管理された田んぼであります。受人の経営面積は15,509㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は4名で通作距離は約1kmくらいで通作可能距離でございます。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思います。添付資料として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして私の報告を終わります。

議 長

3番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって、整理番号3番は許可が決定しました。

議 長

整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。 16番委員お願いします。

16番委員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号16番につきまして、去る14日、受人立会いのもと現地調査をしましたので16番が報告いたします。受人IAさんは伊佐市大口下殿に居住され74歳で自治会は下殿です。渡人UKさんは鹿児島県霧島市隼人町見次に居住され、公務員であります。申請地は伊佐市大口下殿字高田1184-1、地目は田、地積は555㎡で売買による取得であります。受人の経営面積は41、210㎡で取得可能面積で農業従事者は2名であります。通作距離も自宅より1kmぐらいで現況は受人が作付されており、また、経営意欲もあり農機具等も完備されております。場所は大口市立南中学校より東に100mぐらいのところにあります。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各項に該当しないものと思われます。添付書類として全部事項証明書、航空写真等が添付されております。皆様方のご審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長

16番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。

16番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(全員举手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号4番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。 5番委員お願いします。

5 番 委 員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整 理番号5番につきまして、去る9月11日に現地調査を行いましたので 5番が報告いたします。受人YDさんは伊佐市大口白木に居住し自治会 は白木で年齢は44歳であります。渡人YYさんは伊佐市大口下殿に居 住され自治会は上ノ馬場で77歳であります。受人とは親子関係にあり ます。申請地は大口白木字中牟田712-5、地目は田んぼで、地積は 903㎡であります。所有権移転は親からの贈与であります。受人の経 営耕作面積は0となっていますけれども、議案第1号整理番号9号にて 7,581㎡の利用権設定がなされ、取得可能な面積でございます。農 業従事者は2名で、通作距離は自宅から5kmぐらいのところに位置し ております。現況はよく管理された田んぼで北と南側が田んぼで、東と 西側が農道でございます。経営意欲はあり、農機具等は完備しておりま す。以上のような理由により、当申請は農地法上問題はないものと思わ れますので許可相当と思われます。添付書類といたしまして、全部事項 証明書、位置図、委任状、営農計画書が添付されています。委員の皆様 方のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 5番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

整理番号5番について5番委員の調査報告のとおり、許可することに 賛成の委員の挙手を求めます。

(全員举手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号5番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。 5番委員お願いします。

### 5 番 委 員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整 理番号6番につきまして、去る9月11日、現地調査を行いましたので 5番が報告いたします。受人YRさんは伊佐市菱刈市山に居住し、自治 会は薬師で、年齢は48歳であります。渡人YYさんは伊佐市大口白木 に居住され、自治会は上ノ馬場で年齢は77歳であります。受人とは親 子関係にあります。申請地は大口堂崎字坂ノ下589-9の畑、2,8 81㎡と大口白木字殿後の田んぼ905㎡、2筆の合計3,786㎡と なっています。所有権移転は親からの贈与であります。受人の経営耕作 面積は、0となっていますが、親からの贈与が3,768㎡で取得可能 な面積でございます。農業従事者は2名で通作距離は自宅から20分か ら25分くらいのところに位置しております。現況は、田んぼの方は良 く管理されており、経営意欲はあり、農機具等は兄弟で共同使用という ことになっております。以上のような理由により当申請は農地法上、問 題はないものと思われますので許可相当と思われます。添付書類といた しまして、全部事項証明書、位置図、委任状、営農計画書、改制原附票 が添付されております。委員の皆様方の、ご審議方をよろしくお願いい たします。

議 長 5番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長なしということでございますので、お諮りします。

5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員举手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。 9番委員お願いします。

9 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整

理番号7番について、去る9月11日、現地調査を行いましたので9番が報告いたします。申請人TSさんは伊佐市大口小木原に居住され、自治会は停車場、年齢は66歳です。渡人KMさんは神奈川県綾瀬市上土棚中に居住されております。申請地は伊佐市大口小木原字五反田1056-2、地目は田、地積は1,113㎡他1筆、合計面積は1,963㎡で、所有権移転売買であります。受人の経営面積は11,119㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は500㎡で、いで、現在も申請人のTさんが耕作されている、良く管理されております田であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項各項に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として、全部事項証明書、委任状、航空写真等が添付してあります。委員の皆様方の、ご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

9番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。

9番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員举手。

よって整理番号7番は、許可が決定しました

議長

整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。 2番委員お願いします。

2 番 委 員

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号8番について、去る9月15日、現地調査を行いましたので2番が報告いたします。申請人KTさんは伊佐市菱刈花北に居住され、自治会は花北上、年齢は36歳です。渡人YMさんは兵庫県高砂市曽根町に居住され年齢は66歳であります。申請地は伊佐市大口大田稲荷ノ下2332-62他2筆、地目は田、地積は合計2,965㎡で所有権移転売買であります。受人の経営面積は4,759㎡で取得可能面積であります。農作業従事者は2名で通作距離は15分ぐらいに位置しており、

現況は良く管理された農地であります。渡人の息子さんと申請人は同級生であります。渡人が兵庫県に住所を移す際に田を全て処分したかったということで申請人が売買で受けた形であります。経営意欲はあり、農機具などは足りないものは親から借りるということであります。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項各項に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。添付書類として、全部事項証明書、字図、航空写真、委任状が提出されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 2番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長しなしということでございますので、お諮りします。

2番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員举手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号8番は、許可が決定しました

議 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について 申請件数8件について8件の許可が決定しました。

------ 議案第3号 -----

議 長 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、(用途区分変更・除外・編入)の申出の意見決定について提案します。

議 長 整理番号1番については申請者が関係者ですので、審議終了まで17 番委員の退席をお願いします。

17番委員 失礼します。(退席)

議 長 担当委員の調査報告を求めます。14番委員お願いします。

1 4 番 委 員 議案第3号農業振興地変更、除外による許可申請に係わる決定のう

ち、整理番号1番について、去る9月14日申請人KA氏欠席のため代 理人の行政書士MS氏と申出者KK氏立会いのもと1番委員、12番委 員、私14番委員の3人で共同調査を行いました。申請人KAさん伊佐 市菱刈田中に居住で年齢は79歳です。申請地の所在地は伊佐市菱刈田 中字松尾1996-2、地目は田、地積が80㎡であります。なお、こ の80m<sup>2</sup>は、現在菱刈木材工業株式会社の敷地の一角に、KA氏の田で 現況は工場の敷地であり昭和62年度にですね、会社設立以来申請の手 続きが完了されていないまま現在に至り、今回農振除外の申請となって おります。除外目的は木材工場であります。なお、除外変更による周囲 の農地、並びに担い手の利用集積にも影響はないものと思われます。申 請地の所在地は、伊佐錦酒造株式会社から南西に約500mほどに位置 しており、南側は菱刈木材、東は水田、北側は農道を挟んで水田、西側 も菱刈木材であります。添付書類は修正図、全部事項証明書、航空写真、 現地写真、農用地利用計画の変更に係わる意見について、すべて揃って おります。調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において、 やむを得ないと判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく お願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長

14番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員举手。

よって整理番号1番は、意見が決定しました。 17番委員の復席をお願いします。

1 7 番委員

失礼します。(17番委員復席)

議長

整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。1番委員お願いします。

1 番 委 員

議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、用途区分変更、除外編 入申出の意見決定の整理番号2を自席番号1番がご報告いたします。調 査日は去る9月14日です。12番、14番、1番の3名で共同調査いたしました。申請者住所、伊佐市菱刈川北です。氏名KGさん35歳。農業。自治会は築地下です。申請地は、菱刈川北字郷原2891-1地目は田です。面積は1,815㎡です。目的は農業用施設。理由は用途区分変更です。畜舎増設、規模拡大ということによります。申請地の位置は築地交差点を西へ100mぐらいのとこに行ったところで、東は牛舎、古い道具などが置いてありました。西は水田、南側も水田、東は牛舎、北側は道路です。総合意見といたしまして、3名で協議いたしまして、周囲に及ぼす悪影響はないものと見ました。認定農業者であります。良き担い手ということでした。添付書類は、用途区分申請書、計画申請書、農地利用計画変更、現地写真、修正図面が揃っております。申請地は農用地外部周辺施設と接地しておりまして、許可相当と思われますので、委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。これで私の報告を終わります。

議 長

1番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。

1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員举手。

よって整理番号2番は、用途区分の変更の意見が決定しました。

議 長

整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。1番委員お願いします。

1 番委員

議案第3号農業振興地域整備計画一部変更、用途区分変更、について報告、第3号の3番を報告いたします。調査日は9月14日、調査員は12番、14番、1番の3名でいたしました。申請者住所、伊佐市菱刈川北、氏名KSさん65歳。自治会は築地下です。Gさんと親子関係にあります。申請地は、菱刈川北字郷原2891-2です。2号と地続きです。地目は田です。宅地、機械倉庫として利用されております。地積は1,136㎡です。目的は農業用施設です。申請地の位置は2号と同じく割愛いたします。周囲の農地や用水路に悪影響はないものと見まし

た。用途区分変更することで周囲の農家及び交通などの点について気をつけるようにお願いしておきました。添付書類といたしまして、用途区分変更申請書、転用について係わる意見、農用地利用計画変更申出書、委任状、現地写真、修正図面が揃っております。2891-2と田んぼ1,136㎡はKSさん所有者ですのでGさんが借りる形になっております。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。私の報告を終わります。

議長

1番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号3番は、用途区分の変更の意見が決定しました。

議 長

議案第3号は、申請件数3件で、除外1件、用途区分変更2件がそれ ぞれの意見が決定しました。

------ 議案第4号 ------

議長

議案第4号 農地転用事業計画変更申請に係わる決定について、また 議案第5号の整理番号5番と関連しておりますので、整理番号5番と一 括して提案します。

議案第4号と議案第5号整理番号5番については事務局の報告を求めます。

事 務 局

それでは、議案第4号農地転用事業計画変更申請に係わる決定のうち番号1番についてご説明申し上げます。この案件は、昨年7月25日に農地法5条許可申請所有権移転売買で転用目的は太陽光発電施設として許可した案件です。許可後所有権移転登記を行い所有者は変わったが九電の方針返還により、太陽光発電の設置が困難になった為、今回事業計画変更にて申請者株式会社Eが業務用資材置き場として所有権移転売買により取得しようとするものです。この案件については、農地法5

条申請と同時申請となっておりますので、続けてご報告申し上げます。

1ページをお開きください。議案第5号農地法第5条の規定による許 可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、番号5番につい て去る14日申請者EのMさん立会いのもと、15番委員、11番委員 が現地調査しましたが報告者15番委員が急きょ欠席になりましたの で事務局より代理にてご報告申し上げます。譲受人は鹿児島市鷹師に本 社があり、太陽光発電施設等建築業を行う法人、株式会社Eであります。 譲渡人は鹿児島市真砂町居住しております、KKさんであります。申請 地の所在地は伊佐市菱刈南浦字松峰965-13他1筆で畑、地積は合 計1,733㎡であり、南浦変電所東側に位置します。転用目的は業務 用資材置き場で所有権移転売買、農地区分は第1種農地その他の農地と なっております。周囲は畑及び太陽光発電施設ですが、農地に関しては 不耕作地であり影響はないものと思われます。申請者は主に県内一円に おいて、太陽光発電施設建築業等を行っており、実績もあり今回近隣開 発に伴い、重機置き場及び、伐採木保管場所が不足するため申請された ものであります。添付書類といたしまして、土地の全部事項証明書、事 業計画書、汚廃水処理計画書、土地改良区の意見書、被害防除計画及び 誓約書、残高証明書、法人定款、法人履歴全部事項証明書等が添付して あります。以上のようなことから2名で調査をした結果、許可相当と判 断いたしましたが、委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたしまし て、報告を終わります。以上です。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん質問・ご意見等ございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

事務局の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の 委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって議案第4号と、議案第5号 整理番号5番は意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号申請件数1件と、議案第5号のうち整理番号5番が決定しました。

議 長

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並び に許可及び諮問決定について提案します。

議 長

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。 9番委員お願いします。

9 番 委 員

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並び に諮問決定のうち整理番号1番につきまして、去る9月14日申請人の 委任を受けている行政書士Tさん立会いのもと、2番委員、6番委員と 私9番委員の3人で共同調査をしましたので、私9番が報告いたしま す。譲受人は伊佐市大口小木原にあります株式会社Tで代表取締役のT S氏で伊佐市において太陽光発電項発電所を数基作られております。譲 渡人は神奈川県綾瀬市上土棚中にお住まいのKM氏であります。本申請 は、所有権移転の売買で転用目的は太陽光パネルを設置するものであり ます。申請地の所在地は、伊佐市大口小木原字五反田1054-1他1 筆で地目は畑です。申請地の現状はこれまで利用権設定において畑とし てTS氏が耕作されておりました。地積は597m<sup>2</sup>、農地区分は2種農 地、その他の農地となっております。なお、事業全面積は同じ1054 -40393 ㎡を加えた990㎡であります。なお、50kwの発電所 で太陽光パネル196枚を設置することになっております。申請地の所 在地は大口小木原簡易郵便局より北へ500mぐらいに位置しており、 周囲の状況は、南側は宅地、東側は市道、西側は道路、北側は市道とな っており、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、土 地の全部事項証明書、位置図、字図、太陽光パネル配置図、事業計画書、 被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、譲受人の履歴事項全部証明 書及び定款、資金証明書、通産省の許可証が提出されております。調査 の結果、この申請については3名の調査委員の意見において適切である と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまし て私の報告を終わります。

議 長

9番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。

9番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に

賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員举手。

よって整理番号1番は、9番委員の調査報告の通り、意見の決定並び に許可及び諮問が決定しました。

議長

整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。 10番委員お願いします。

10番委員

農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び 諮問決定について10番が報告いたします。議案第5号農地法第5条の 許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号2 番につき、10番が報告いたします。去る9月14日、18番委員、1 7番委員、行政書士T氏の立会いのもと、調査いたしました。受人は市 山自治会で、伊佐市菱刈市山に居住しております、TI氏であります。 渡人原田自治会で伊佐市大口原田にお住まいのKT氏であります。本申 請は所有権移転の売買で転用目的は、一般住宅の建設であります。申請 地の所在地は伊佐市菱刈市山字薬師原2469-8です。申請地の現状 でありますが、申請地は、地目は畑、現況も畑として利用しております。 地積は678㎡であります。農地区分は第2種農地で、その他の農地と なっております。なお、一般住宅が500㎡を超える678㎡である以 上、通路区分と来客用駐車場、庭、小菜園として利用したいという形で、 書類も提出となっております。申請地の所在地はJA北さつま北部支所 から、北へ下市山側の方にということですね、北へ500mに位置し周 囲は環境の良い住宅地となっております。周囲の農地は、農地で影響は ないと思われます。北側は宅地、南側も、西側農地となっております。 農地に日照権の影響はないと考えられます。添付書類として、土地の全 部事項証明書、位置図、字図、建物の配置図、建物の平面図、事業計画 書、被害防除計画書、被害防除に係わる誓約書、資金証明書が提出され ております。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見にお いて適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議をよろしくお 願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

10番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。) 議長

なしということでございますので、お諮りします。

10番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号2番は、調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び 諮問が決定しました。

議 長

整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。 2番委員お願いします。

2 番 委 員

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並び に許可及び諮問決定についてのうち、整理番号3番について、2番が調 査結果を報告いたします。去る9月14日、6番委員と9番委員と私2 番委員で共同調査をいたしました。立会人として申請人であるKH氏、 行政書士T氏が出席しております。譲受人は伊佐市大口小木原にお住ま いのKHさん50歳で自治会は停車場であります。譲渡人は埼玉県所沢 市和ヶ原にお住まいのYYさん外2名であります。本申請は所有権移転 で売買となっており転用目的は太陽光発電施設として利用となってお ります。申請地の所在地は、伊佐市大口小木原字屋敷田422-50で、 地目は畑、地積は562㎡であります。農地区分は第2種農地のその他 の農地となっております。申請地の所在地は小木原簡易郵便局から南東 200mに位置しており、東側は雑種地、西側は宅地、南側は宅地と山 林、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光 発電事業ですが、パネル設置枚数204枚、51kwを計画しておりま す。申請地は日照状況もよく、自然エネルギー発電所の建設をしたいと いうことですが譲受人自宅裏にも太陽光パネルが並んでおりました。添 付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、平面図、航空写真、事 業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓 約書、資金証明書、経済産業省の設備による意見通知書、委任状が提出 されております。調査の結果、この申請については3名の調査委員の意 見において、適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方を よろしくお願いいたします。以上で、報告を終わります。

議 長 2番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

2番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に 賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員举手。

よって整理番号3番は、2番委員の報告の通り、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。 12番委員お願いします。

12番委員

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並び に許可及び諮問決定について整理番号4番につきまして、去る9月14 日、申請人菱刈木材社長KKさん、そして代理人行政書士のMSさん立 会いのもと1番委員、14番委員、私12番委員の3人で共同調査をし ましたので、私12番が報告します。譲受人は伊佐市菱刈田中にお住ま いのH社長KKさんで自治会は停車場自治会であります。譲渡人は伊佐 市菱刈田中にお住まいのFRさんで自治会は田中上自治会であります。 本申請は、所有権移転贈与で転用目的は工場敷地として利用となってお ります。申請地の所在地は伊佐市菱刈田中字松尾1994-2番で、地 目は畑、現況は工場敷地となっておりました。地積は84㎡であります。 申請地の所在地は、伊佐錦から南西へ500mに位置しており、南側は 山林、東側は田んぼ、北側は農道、西側は自宅であり、周囲に与える影 響はないと思われます。現況は昭和62年7月20日、新築の木材工業 の一部となっていたことが今回明らかになり、転用許可申請されたもの であります。添付書類として土地の全部事項証明書、配置図、字図、平 面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書、委任状、履 歴事項全部証明書、H株式会社定款が提出されております。調査の結果、 この申請について3名の委員の意見においてやむを得ないと判断しま したが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報 告を終わります。

議長

12番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

16番委員

パソコンの関係なんですが、この12ページと19ページの地図が雑種地と宅地となっていますが、まだその、パソコンは統一されていないんですかね。

12ページの地図、Kさんのところの、下の方が雑種地、雑種地、雑種地となっておりますが、19ページは宅地、宅地、宅地、となっていますが、統一はまだされてないのはパソコンの関係ですか。

事 務 局

実は私も今気付きまして、地図は同じ地図をそのまま使っているのですが、おそらく、現況地目とですね、登記地目の違いだと思うのですが、はっきりここで申し上げれられませんので。

16番委員 なんで、パソコンのなのに、同じパソコンでは出してないわけ。

事務局 同じ地図から出しているんです。

議 長 大きい問題はないということですが。

16番委員 ないです。

議 長 他は、質問はございませんか? (「なし」という声、多数あり。)

議 長 ないということですので、お諮りします。

議 長 12番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定 に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号4番は、12番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号については、申請件数4件について意見の決定並びに許可 及び諮問4件が決定しました。 議 長

議案第6号非農地証明願いについて、整理番号1番について担当委員 の調査報告を求めます。

16番委員お願いします。

16番委員

議案第6号非農地証明願いにつきまして、整理番号1番について去る 14日、申請人のYTさん立会いのもと5番委員、会長、16番委員で 共同調査をいたしましたので16番が報告いたします。申請人は伊佐市 大口宮人にお住まいのYT氏です。土地の所在地は、大口宮人字東36 0、361、367-1で、地目は畑、地積は3筆合計で1,822㎡ で現況は通路と豚舎となっております。非農地となった時期は、昭和5 0年4月ごろ、牛舎を建築し利用していたとのことであります。申請地 の位置は、宮人公民館の南500mぐらいで北は自宅、南は田、東も田、 西は市道、となっております。それから、地図を見ていただければいい んですが、後1筆ございまして、地図の右の方に小さいのがありますが、 それが大口宮人字東迫415-4で、田んぼでありまして、地積が45 1 ㎡であります。そこの周囲の状況ですが東西と南が山林、北は農道を 挟んで田んぼであります。非農地となったのは、昭和60年ごろ、周囲 が山林になっていき、耕作を断念し現在にいたっているとのことであり ます。畑の方は豚舎、田んぼの方は山林化しており、3人の調査委員で 協議した結果、農地性は、喪失していると判断いたしました。Yさんは 中間管理機構を利用しているから非農地にされたと思うんですが、この 4筆に対しまして、添付資料といたしましては、全部事項証明書、字図 等が添付されておりました。皆様方のご審議をお願いいたします。よろ しくお願いします。

議長

16番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。

16番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員举手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号1番は、報告の通り非農地として証明が決定しました。

議 長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。

議 長 3番委員お願いします。

3 番 委 員

議案第6号非農地証明願い整理番号2番につきまして、去る9月14 日、申請人TSさんは、佐賀県にお住まいで立会いができないからよろ しくお願いしますとのことで、20番委員と2人で現地調査をしました ので、3番が報告いたします。申請人TSさんは佐賀県神埼市神埼町本 掘にお住まいであります。申請地は大口上町10-2番地、地目畑、面 積27m<sup>2</sup>であります。平成10年5月大口市土地区画整理による換地処 分で現在駐車場の横に割り当てられた土地であります。現地は大口ふれ あいセンターから西側羽月方面へ約500mぐらい行ったところの大 口市の市街地の交差点、中心地の交差点から10mぐらい羽月方面に行 った左側に位置し、現在は市が駐車場として土地をお借りして使用され ております。おそらく、当時土地計画が始まった時に、地目変更が漏れ たのではないかと、私達2人は思いました。以上のような理由により農 地性は喪失していて、農地への普及困難であると2人で協議いたしまし た。添付資料として、全部事項証明書、字図等が提出してあります。委 員の皆様方のご審議方、よろしくお願いしまして、私の報告を終わりま す。

議長

3番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。

3番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員举手。

よって整理番号2番は、報告の通り非農地として証明が決定しました。

議 長 整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。

5番委員お願いします。

### 5 番 委 員

議案第6号非農地証明願いについてのうち、整理番号3番につきまして、去る9月14日、会長、16番委員、私5番委員において、共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。申請人YYさんは大口下殿に居住され自治会は上ノ馬場で年齢は77歳であります。申請地は大口白木字大見取993番の田んぼで地積は1,025㎡であります。非農地となった時期は、昭和27年8月ごろであります。非農地となった原因は周囲が山林化し生産性が低くなったうえに、鳥獣被害で耕作放棄したとのことであります。現況は、雑草が覆い茂り周囲の状況は、北側は原野、南側が原野、宅地、東側は道路、西側が原野であります。以上のような状況から3人で協議いたしました結果、農地性は喪失し、農地への復旧は容易でないものと判断いたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方、お願いしまして、私の報告を終わります。

議 長

5番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。

5番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員举手。

よって整理番号3番は、報告の通り非農地として証明が決定しました。

議長

整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。 5番委員お願いします。

5 番 委 員

議案第6号非農地証明願いについてのうち、整理番号4番につきまして、去る9月14日、会長、16番委員、私5番委員において、共同調

査を行いましたので、5番が報告いたします。申請人MSさんは大口下殿に居住され自治会は駅前で年齢は85歳であります。申請地は大口田代字新田1858番の畑で、地積は232㎡であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、昭和53年3月ごろから周囲が山林化して、日照不足になったうえに、鳥獣被害がひどくなり、耕作を断念したということであります。現況は山林化しております。申請地の所在地は田代集落中心地の南側に位置し周囲は山林に囲まれております。以上のような状況から3人で協議いたしました結果、農地性は喪失し、農地への復旧は困難であるものと判断をいたしました。添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。

議 長

5番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

5番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委 員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員举手。

よって整理番号4番は、報告の通り非農地として証明が決定しました。

議 長

議案第6号非農地証明願いについては、4件の申請で4件を非農地として証明することが決定しました。

議長

その他。お願いします。

事 務 局

はい。それでは、総会資料の26ページ、最終ページをお開き下さい。 9月の月例報告です。

去る3日~4日、県外研修で、熊本市内の方に研修に行きました。有意義な研修だったと思います。去る14日、現地調査でした。18日の今日が第6回の農業委員会の総会です。25日が9月の定例常任会議員会議で鹿児島市の方で行われます。10月の行事予定です。15日が現地調査です。20日が第7回の農業委員会の総会です。26日が10月

の定例常任会の議員会議です。月例報告は以上です。

議 長 その他。事務局

事 務 局

先々週の3日と4日に研修に行きました。その時に、4日の日に政令が、公布されまして、その時点で農業委員会の選挙はないということになりました。10月31日が任期満了ということで、もう選挙はされないということで、選挙人名簿も作成されないということになりました。任期は来年の3月31日までで、政省令案が今日の8時から議員与党に示すということで昨日の夕方、そのメールがきております。中身については、まだ見てはおりませんがそれに基づいて今後、定数に関しましてもどれくらいになるかというのと、認定農業者がどれくらいになるかということの具体的な数字が出てくると思います。農業会議と協力しながら、そこの定数につきましても、その認定農業者につきましても、定数が決まるということになると思います。今後、3月31日までは現在の委員の方で農業委員の会を開くということになると思います。以上です。

議 長

何か、質問ありませんか。では、終わりましょう。

事 務 局

それでは、平成27年度第6回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正して下さい。

一同礼

お疲れ様でした。

【終了時間 午前10時15分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

## 伊佐市農業委員会

会 長	会 長
伊佐市農業委員	2番委員
伊佐市農業委員	3番委員